

に伴う各種支援のご案内

令和2年5月22日現在

※詳しくはホームページをご覧ください。
各連絡先までお問い合わせください。



世帯や個人の皆さんへの支援

給付金	市民すべての方	特別定額 給付金	1人当たり 10万円 ●令和2年4月27日時点で牛久市の住民基本台帳に記録されている方対象 ●【郵送】5月20日～順次発送、【オンライン】受付中 ●申込締切… 8月20日(木)まで (消印有効)	牛久市定額給付金係 ☎内線7031～7034 
	子育て世帯の方	子育て世帯 への臨時特別 給付金	対象児童1人当たり 1万円 ●令和2年4月分(3月分含む)の児童手当を受給している方対象(特例給付の方は除く)。 ●申請不要。対象者には通知を送付。 ※公務員の方は要申請(所属庁から配布)。 ●6月24日(水)から順次支給	市こども家庭課 ☎内線1732・1733 
	収入減で住居を失うおそれのある方	住居確保 給付金	家賃相当額を支援(原則3カ月・最長9カ月) 離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同等程度の状況にある方対象。	牛久市社会福祉協議会 ☎871-1295
貸付	収入減で生活が苦しい方	緊急小口資金・ 総合支援資金	最大 80万円 (2人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯対象。	牛久市社会福祉協議会 ☎871-1295
猶予・ 減免	収入減で納税が今は厳しい方	地方税の 徴収猶予 「特例制度」 ※法人も対象	1年間猶予(無担保・延滞金なし) ●令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納入が困難である方対象。 ●令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税対象。	市収納課 ☎内線1061 
	収入減で国民年金保険料の納付が困難な方	国民年金 保険料免除・ 納付猶予	国民年金保険料免除・納付猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除・納付猶予申請や学生納付特例申請が可能。	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 市医療年金課 ☎内線1723
延長	公費負担医療の受給を受けている方	公費負担医療 受給者証の 有効期間延長	1年間延長 ●令和2年3月1日～令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証 【対象となる主な公費負担医療】 小児慢性特定疾病 ^{※1} ・指定難病 ^{※1} ・肝炎 ^{※1} 自立支援医療 ^{※2} ●原則、手続き不要(前年所得額が前々年に比較して大きく変わった方などは手続きが必要な場合あり)	※1については… 竜ヶ崎保健所 ☎0297-62-2172 県疾病対策課 ☎029-301-3220 ※2については… 市社会福祉課 ☎内線1711～1714 県障害福祉課 ☎029-301-3368

中小・小規模事業者等の皆さんへの支援

給付金・助成金・協力金

売上が前年比
で半減した

持続化 給付金

【法人】最大**200万円**
【個人事業主】最大**100万円**※フリーランス可
令和2年1月以降、前年同月比で事業収入(売上)
が50%以上減少した月がある事業者対象。

中小企業庁持続化給付金
事業コールセンター

☎0120-
115-570



雇用を維持
できない

雇用調整 助成金

一定の要件を満たす場合**10割助成**
(1人1日当たりの上限あり)
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、
労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手
当、賃金などの一部を助成。
学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の
方も、緊急雇用安定助成金の支給対象。

ハローワーク龍ヶ崎
☎0297-60-2727
厚生労働省
コールセンター
☎0120-60-3999



雇用維持助成金

雇用調整助成金に県が独自で上乗せを実施。
※金額は調整中

県労働政策課
☎029-301-3645

小学校等の
臨時休業に伴い、
子どもの世話で
休業した

小学校休業等 対応助成金

対象労働者に支払った賃金相当額
子どもの世話が必要になった労働者に対し、有給
休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主対象。

学校等休業助成金・支援
金等相談コールセンター
☎0120-60-3999

小学校休業等 対応支援金

1日当たり**4,100円(一律)**
子どもの世話で契約した仕事ができなくなっ
た個人で仕事をする保護者が対象。

助成金



支援金



県の要請に従い
休業・営業時間
短縮に協力した

茨城県新型コロナ ウイルス感染症 拡大防止協力金

1事業者当たり**10万円**
複数の事業所を賃借している場合 **最大30万円**
対象施設で事業を営み、休業要請等に協力し
た中小企業および個人事業主が対象。

茨城県休業要請・協力金
対策チーム
☎029-301-
5375



販路開拓に
取り組んだ

小規模事業者 持続化補助金

補助率2/3、【一般型】**上限50万円**
【コロナ特別対応型】**上限100万円**
小規模事業者の販路開拓等を支援。審査あり。

牛久市商工会
☎872-2520



猶予・減免

各種税金や
労働保険料等
の納付が困難

労働保険料申告・ 納付期限の延長

8月31日(月)まで延長
収入に相当の減少があった場合1年間猶予(要申請)

茨城労働局労働保険徴収室
☎029-224-6213

固定資産税・ 都市計画税の減免

売上が一定程度減少の場合
来年度は2分の1またはゼロに減免

中小企業庁相談窓口
☎0570-077322



融資・貸付

資金繰りのため融資を受けたい

セーフティネット 保証4号・5号 危機関連保証

最大**2.8億円**保証(一般保証とは別枠)
売上が5~20%以上減少した事業者で、市の認
定を受けた事業者対象。※利用にあたっては別途、
金融機関、信用保証協会による審査あり。

茨城県信用保証協会土浦支店保証課
☎029-826-7812
市商工観光課(認定申込)
☎内線1523



新型コロナウイルス 感染症対策融資 パワーアップ融資

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保
証の認定を受けた中小企業者対象。

新型コロナウイルス感染症
中小企業支援対策室
☎029-301-2869

中小企業事業継続 応援貸付金

売上が50%以上減少し、公的融資や民間金融機
関による融資を受けられなかった事業者対象。

